

2 サービス等利用の手続き

障害のある方の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、下記①～④を把握した上で、支給決定を行います。

① 心身の状況（障害支援区分）

② 社会活動や介護者、居住等の状況

③ サービスの利用意向

④ 訓練・就労に関する評価

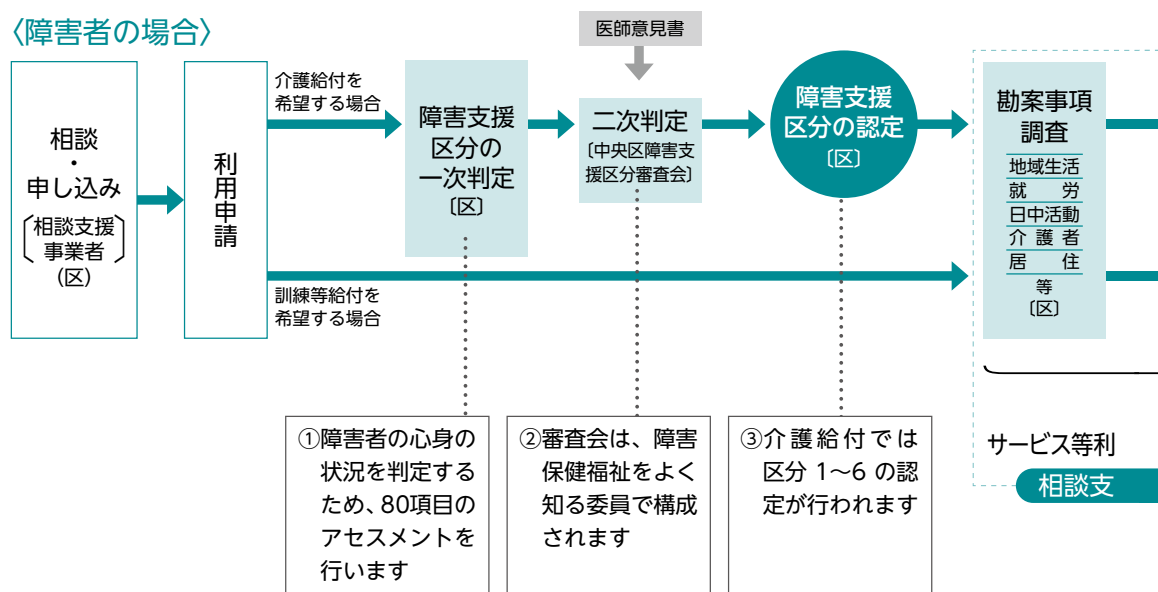
（障害支援区分）

障害支援区分とは、障害のある方に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が障害内容が重度）です。身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性が反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とするために平成26年4月に「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更されました。

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定するために、80項目の調査を行い、医師意見書からの20項目を加えた100項目で1次判定を行い、中央区障害支援区分審査会での総合的な判定を踏まえて区が認定することになりました。

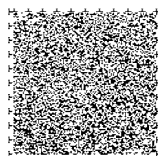
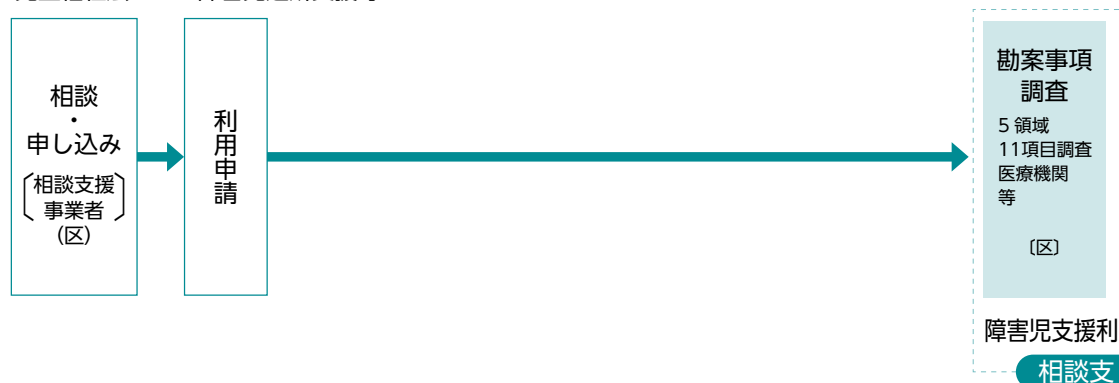
訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありません。

〈障害者の場合〉



〈障害児の場合〉

児童福祉法による障害児通所支援等



3 利用者負担と軽減策

①利用者負担額の負担上限月額の設定

利用者負担については、次ページの表のとおり所得に応じた負担上限月額が設定されています。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。

また、食費や水道光熱費については実費負担となります。

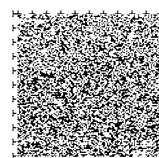
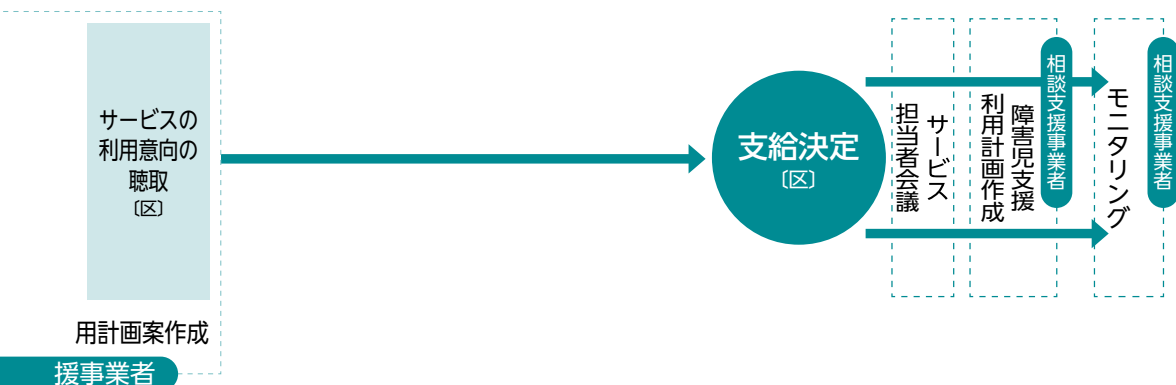
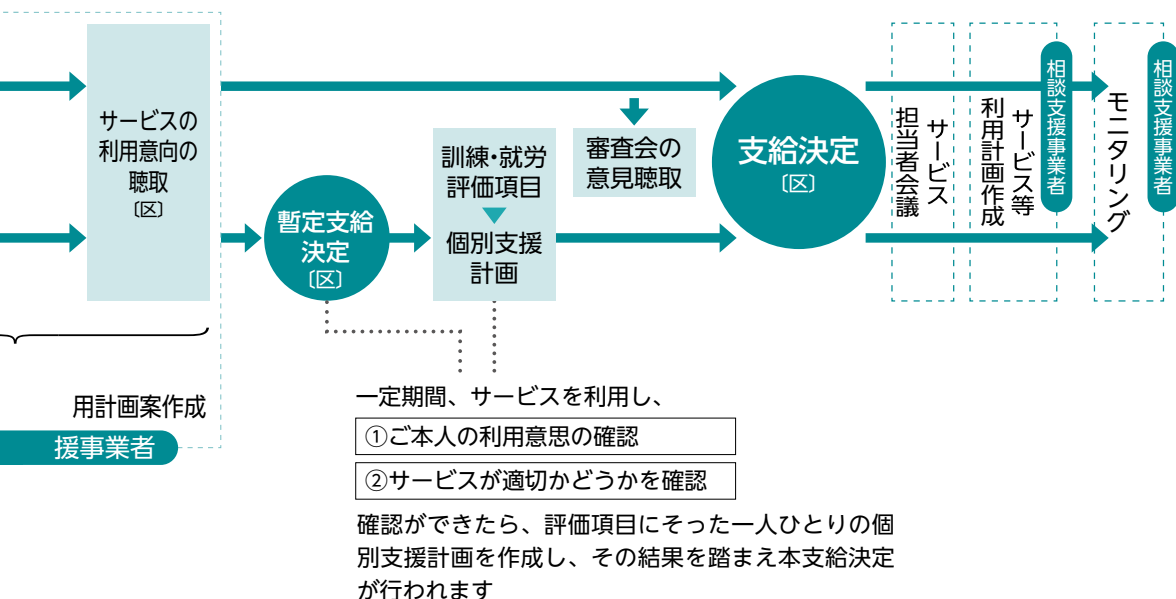
②高額障害福祉サービス等給付費等

同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や同一人が介護保険サービスを利用している場合など、利用者負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

(基準額は、次ページの表にある区分別に、一般＝37,200円、低所得＝0円)

合算の対象とする利用者負担

- ・障害福祉サービス
- ・補装具（ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
- ・介護保険サービス（ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
- ・障害児通所支援
- ・障害児入所支援



③食費実費負担の軽減

通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材料費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割額 16 万円（障害児の場合は 28 万円）以上の方は、対象となりません。

④補足給付

- ・ 20 歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得の方）
一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ 20 歳未満の入所施設利用者（全ての区分の方が対象です）
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ グループホーム利用者（生活保護・低所得の方）
家賃の実費負担が月 1 万円（家賃の額が 1 万円を下回る場合は、当該家賃の額）軽減されます。

⑤生活保護への移行防止策

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護とならない額まで負担額が引き下げられます。

利用者負担額の負担上限月額表

区分			通所施設・在宅サービス 利用時における負担上限 月額	入所施設・グループホーム（障害者のみ）利用時 における負担上限月額
生活保護世帯			0 円	0 円
区市町村民税非課税世帯 (低所得)			0 円	0 円
(一般)	区市町村民税課税世帯	障害者 区市町村民税所得 割額年 16 万円未満	9,300 円	37,200 円
		区市町村民税所得 割額年 16 万円以上	37,200 円	37,200 円
	障害児	区市町村民税所得 割額年 28 万円未満	4,600 円	9,300 円
		区市町村民税所得 割額年 28 万円以上	37,200 円	37,200 円

※世帯の範囲

- ・ 18 歳以上の障害者（施設入所の 18・19 歳を除く）の場合は、「本人」。配偶者のある方は「本人と配偶者」。
- ・ 障害児（施設入所の 18・19 歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※区市町村民税の所得割額

上記の負担上限月額の区市町村民税の所得割額は、16 歳未満の扶養親族および 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。

※障害児の通所サービスについては、中央区独自助成と国の無償化制度により利用者負担額を全額助成しています。詳しくは障害者福祉課給付指導係（3546）5697）までお問い合わせください。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話（3546）6032 FAX（3248）1322

